

記入例

津市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【令和8年8月～令和8年10月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 請求者と認定子どもが、津市内に居住していることを津市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを津市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を津市が対象施設に確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	ツシ タロウ	認定 子どもの 続柄	父	生年月日	平成5年1月1日
氏名	津市 太郎	津市	父	現住所	津市西丸之内2-3-1
				電話	090-0000-0000

2. 施設等利用費請求金額

金額						円
		2	4	2	0	0

3. 認定子ども(認定子どもごとに請求して下さい)

法第30条の4の認定種別	☒ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	123456
生年月日	令和4年10月10日	フリガナ	ツシ ハナコ
請求期間における住所の変更等		氏名	津市 華子
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			

4. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ	マルマルニンティコドモエン	所在地	〒123-4567
施設名称	〇〇認定こども園	(市外の場合のみ記入) 鈴鹿市〇〇町123-45	電話: 059-123-4567
請求期間の在籍状況	☒ 期間中在籍 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した		
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入			

5. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	銀行 信用金庫	預金種目	☒ 普通 ☐ 当座
支店	△△	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
農協・信用組合		口座名義(カタカナ)	ツシ タロウ

※1 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。

こちらの請求書は原則両面に印刷して1枚で使用してください。
やむを得ず2枚に渡る場合は、必ず割印を押してください。

裏面も必ず記載してください

こちらの記入例は8月分～10月分までを一括して請求する場合を想定して作成しております。

その場合は、8月分～10月分の「特定子ども・子育て支援提供に係る領収証」「特定子ども・子育て支援提供証明書」をすべて添付してください。

今回請求する利用費の期間を書いてください。
ひと月分の請求の場合、どちらも同じ年月を記入してください。

施設等利用給付認定保護者の名前を書いてください。
施設等利用給付認定保護者は認定通知書に記載されている方です。

朱肉を使った印鑑を押してください。スタンプ印は不可です。銀行印である必要はありません。

計算後の今回の請求額を記載してください。
裏面に各月の明細を記載し、計算をする箇所があります。

認定通知書に記載されている認定番号を記載してください。

第2号・・・3歳児以上の子ども
第3号・・・0～2歳児の子ども

口座名義人は上部記載の施設等利用給付認定保護者(請求者)と一致するようにしてください。
申請者と異なる名義人の口座を振り込み先に指定する場合は、別途委任状が必要です。

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※2、※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。)

①	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 電話:
②	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 電話:
③	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 電話:
④	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 電話:
⑤	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 電話:
⑥	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 電話:

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、
在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間
(平日・長期休業中・休日の合計) 開所日数200日未満の場合のみです。

この部分は、利用している認定こども園の預かり保育事業が十分な水準を満たしていない場合(左記※2をご参考ください)で、認可外保育施設等を利用したとき、認定こども園で実施されている預かり保育事業の利用費以外に、認可外保育施設等の利用費も子育てのための施設等利用給付(無償化)の対象となりますので、その場合に記載していただくものになります。ただし、その支給限度額は、預かり保育事業の無償化上限額から預かり保育事業の利用費を差し引いた額となります。対象になるかどうかは、利用している認定こども園に確認してください。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等 等に支払った 金額(d) ※3 ※4	請求額 ※5 (「c+d」か月 額上限額の低い 方を記入)
	施設に支払った 金額(a) ※4	利用 日数	対象額(b) (450×利用日 数)	aとbの金額の 低い方を記入 (c)		
令和8年 8 月	7,500 円	15 日	6,750 円	6,750 円	0 円	6,750 円
令和8年 9 月	8,500 円	17 日	7,650 円	7,650 円	0 円	7,650 円
令和8年 10 月	10,000 円	20 日	9,800 円	9,800 円	0 円	9,800 円
合計						24,200 円

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計) 開所日数200日未満の場合のみ記入が
※4 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。
※5 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円(令和8年10月分より16,300円)、第3号の場合は16,300円(令和8年10月分から17,700円)となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれ

金額を確認しながら適切な数字を記入してください。
預かり保育事業の月額上限額は、
第2号の場合は、11,300円/月を上限として450円×利用日数までです。(令和8年9月分まで)
12,300円/月を上限として490円×利用日数までです。(令和8年10月分から)
第3号の場合は、16,300円/月を上限として450円×利用日数までです。(令和8年9月分まで)
17,600円/月を上限として490円×利用日数までです。(令和8年10月分から)

こちらの合計額を表面の請求額の欄に記載してください。